上天草市地域子育て支援拠点事業（一般型）委託業務公募型プロポーザル実施要領

　上天草市地域子育て支援拠点支援事業（一般型）の業務を委託するに当たり、当該事業の受託候補者を選定するためのプロポーザルを次のとおり実施する。

**１　目的**

　上天草市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成２０年上天草市告示第２３号の１４。以下「要綱」という。）に基づき、地域において、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

**２　業務概要**

（１）　業務名

上天草市地域子育て支援拠点事業（一般型）

（２）　業務場所（実施地域及び箇所数）

大矢野町（３箇所）

龍ヶ岳町・姫戸町（１箇所）

（３）　業務内容

　　ア　子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

（開設日数及び時間　週５日・１日５時間以上）

イ　子育てに関する相談及び援助の実施

ウ　地域の子育て関連情報の提供

エ　子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月１回以上）

※利用料は、原則無料。ただし、講習会の材料費等を適正な価格で利用者に求めることは可能。

（４）　委託期間

　　　平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日（１年間）

**３　受託業者の選定方法**

　　公募型によるプロポーザル方式

※大矢野町において３箇所及び龍ヶ岳町・姫戸町において１箇所を実施するに当たり、１箇所ごとに１事業者を選定する。

　　　なお、１事業所につき１箇所のみ申請を受け付けるものとする。

**４　実施場所の要件**

（１）　公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施

設等の子育て親子が集う場として適した場所。ただし、使用する財産（施設、備品等）

が申請者の所有でない場合は、財産を所有する者の承諾書が必要。

（２）　複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

（３）　概ね１０組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保す

ること。

**５　職員配置、設備等**

（１）　子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する

専任の者を２人以上配置すること。（非常勤職員でも可）

（２）　授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差

し支えない設備を有すること。

**６　委託見積限度額**

　上天草市地域子育て支援拠点（一般型）事業委託料

　　１箇所当たり４，６４０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　　※この金額は契約額を示すものではなく、参考価格であり、見積額は、これを超えないこと。

**７　参加資格**

上天草市内に事業所の本店、支店又は営業所を有する法人である者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しな

い者

（２）　事業の全部を適切に運営できると認められる者

（３）　子育て支援事業の知識が豊富で実経験が３年以上ある者

（４）　子育てに関する情報の収集及び提供に関する活動の実績が３年以上ある者

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２

条第２項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在

する団体に該当していない者

（６）　都道府県税、法人税、市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

**８　欠格事項**

次のいずれかに該当する法人は、委託事業のための選定を受けることができない。

（１）　役員に次のいずれかに該当する者がいる法人

ア　破産者で復権を得ない者

イ　暴力団員又は暴力団の構成員等

ウ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

エ　公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

（２）　民事再生法（平成１１年法律第２２号）及び会社更生法（平成１４年法律第１５

４号）の適用を申請した者又は申請されるおそれのある者

**９　失格事項**

次のいずれかに該当した場合は、契約予定者として選定しない。

（１）　選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

（２）　提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）　提出期間内に提出書類が提出されなかった場合

（４）　要綱に違反又は著しく逸脱した場合

（５）　その他不正行為があった場合

**１０　受託者として果たすべき責任**

（１）　個人情報保護の取扱い

業務の履行に際して、入手した個人情報及びデータの管理に当たっては、上天草市

個人情報保護条例（平成１７年上天草市条例第４号）及び上天草市情報公開条例（平成１７年上天草市条例第３号）の趣旨を踏まえ適切な管理を行うこと。

（２）　情報公開への対応

受託者は、上天草市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開

するため必要な措置を講じなければならない。

（３）　法令等の遵守

事業の運営を行うに当たっては、次に掲げる関係法令を遵守すること。

ア　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）

ウ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）

エ　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）

オ　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）

カ　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

キ　上天草市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成２０年上天草市告示第２３号の１４）

ク　上天草市個人情報保護条例（平成１７年上天草市条例第４号）

ケ　上天草市情報公開条例（平成１７年上天草市条例第３号）

コ　その他関連法規

（４）　職員の資質向上

受託者は、職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積

極的な参加を促すとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に

努めること。

**１１　プロポーザル実施要領等の配布**

　（１）　配布方法

配布書類については、上天草市ホームページからダウンロードを行うこと。ただし、

これにより難い場合は、公告の日の翌日から平成３０年２月１４日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時までの間に（２）の場所で配布する。

　（２）　配布場所

　　　　上天草市健康福祉部福祉課

上天草市松島町合津７９１５番地１

上天草市役所　松島庁舎１階

　（３）　配布書類

ア　上天草市地域子育て支援拠点事業（一般型）委託業務公募型プロポーザル実施要領

　　　イ　上天草市地域子育て支援拠点事業（一般型）委託業務仕様書

**１２　応募上の注意事項**

　（１）　１事業所につき１箇所のみ申請を受け付けるものとする。

　（２）　提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。

　（３）　申請に要する経費は、申請者の負担とする。

　（４）　提出された事業計画書等の書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、上天草

市は、委託事業者決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用

できるものとする。また、提出された書類については、上天草市個人情報保護条例の

規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された

書類については、返却しない。

　（５）　申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

**１３　提出書類**

提出書類については、各９部を提出すること。

（様式第１号及び様式第２号については、原本１部及び写し８部とする。）

（１）　上天草市地域子育て支援拠点事業委託事業者選定申請書（様式第１号）

（２）　上天草市地域子育て支援拠点事業委託事業者選定申請に係る誓約書（様式第２号）

（３）　法人等の概要（様式第３号）

（４）　子育て支援に関する事業又はそれに類する事業の実績（様式第４号）

（５）　上天草市地域子育て支援拠点事業実施計画書（様式第５号）

（６）　上天草市地域子育て支援拠点事業収支予算書（様式第６号）

（７）　参考見積書（任意様式）

　（８）　都道府県税、法人税、市町村民税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証

明書

**１４　申請（応募）の手続**

（１）　申請書類の提出

ア　提出期限　　平成３０年２月２８日（水）午後５時

イ　提出場所　　上天草市健康福祉部福祉課子育て支援係

　　　　　　　　　　　上天草市松島町合津７９１５番地１

　　　　　　　　　　　上天草市役所　松島庁舎内

　　　ウ　提出方法　　提出書類は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前８時３０分から午後５時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市地域子育て支援拠点事業（一般型）委託業務（企画提案）」と朱書の上、郵便書留により提出すること。

（２）　説明会

説明会は、特に行わない。

（３）　質問受付及び回答

ア　提出方法　　　質問は、上天草市地域子育て支援拠点事業委託事業者選定申請に関する質問票（様式第７号。以下「質問票」という。）の提出により行うものとし、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。また、提出方法は、電子メール又はファクシミリで提出することとし、必ず受理確認を行うこと。

イ　質問内容　　　質問内容については、当該業務に係る条件及び応募手続に係る事項に限ることとし、事業内容に関する質問には回答しないものとする。

ウ　受付期限　　　平成３０年２月１６日（金）午後５時

エ　回答　　　　　質問への回答は、質問者にメール又はファクシミリで回答する。

**１５　審査、結果通知等**

上天草市地域子育て支援拠点事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（平成２０年上天草市訓令第１０号）に定める「上天草市地域子育て支援拠点事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、プレゼンテーションを聴講し、評価基準に基づいて総合的に審査の上、大矢野町での実施を申請した者のうち優れた提案を行った上位３者、龍ヶ岳町・姫戸町での実施を申請した者のうち優れた提案を行った上位１者を契約予定者として選定する。

　　（１）　選定委員会

　　　　ア　日時　　　　平成３０年３月２０日（火）予定

　　　　イ　場所　　　　上天草市役所松島庁舎

ウ　実施方法　　プレゼンテーション、書類審査等

※施設の視察を実施する場合がある。

　　　　※開始時間、会場等の詳細については、別途通知する。

（２）　選定方針

ア　申請した法人の運営が、適正に行われていること。

イ　上天草市地域子育て支援拠点事業の趣旨及び目的を十分に理解し、事業運営

に強い意思を有するとともに、事業全般について良好な実績を収め、又は収める

見込みを有していること。

ウ　事業の運営について、円滑な運営が図られることが見込まれること。

エ　事業が地域等との関係において、良好に運営することが見込まれること。

（３）　結果通知

審査結果については、審査終了後、申請者に文書で通知する。

なお、審査結果の公表は、行わない。

**１６　スケジュール**

公募の開始　　　　　　　　平成３０年２月５日（月）

　　質問書の提出期限　　　　　平成３０年２月１６日（金）

　　質問書の回答　　　　　　　平成３０年２月２０日（火）

　　選定申請書等の提出期限　　平成３０年２月２８日（水）

　　選定委員会 　　　　　　　平成３０年３月２０日（火）予定

　　結果通知　　　　　　　　　平成３０年３月２６日（月）予定

**１７　事業の実施について**

審査において決定された委託事業者は、上天草市と委託契約を締結した上で仕様書に基づき事業を実施することとする。

（１）　委託契約について

ア　事業内容

原則、提案された事業内容とするが、上天草市との協議により若干の変更が必要な場合がある。

イ　経費の支払

委託料の支払は、半期ごとに支払うこととする。

ウ　事業の再委託の禁止

事業の一部又は全部を、他の法人団体又は個人に再委託することは、禁止する。

（２）　事業実施について

委託契約の締結後、契約内容に基づき事業を実施することとする。

ア　報告書の提出

毎月の利用状況については、翌月１０日までに上天草市が定める様式による報告書の提出することとし、事業完了後において活動内容及び成果等について、市が指定する期日までに上天草市が定める様式による事業実績報告書を作成の上、提出すること。

イ　事業の検査、確認

上天草市は、報告書受領後、事業内容及び経費について検査するとともに、ヒアリングを実施する場合がある。

**１８　担当課及び問合せ先**

　　　上天草市健康福祉部福祉課　子育て支援係　担当　田中

　　　〒８６１－６１９２　　熊本県上天草市松島町合津７９１５番地１

　　　電　話：０９６９－２８－３３５１（直通）

　　　ＦＡＸ：０９６９－５６－０７４７

　　　Ｅ－ｍａｉｌ：fukushi\_atmark\_city.kamiamakusa.lg.jp

　　　　　　　　　※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。